

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加について

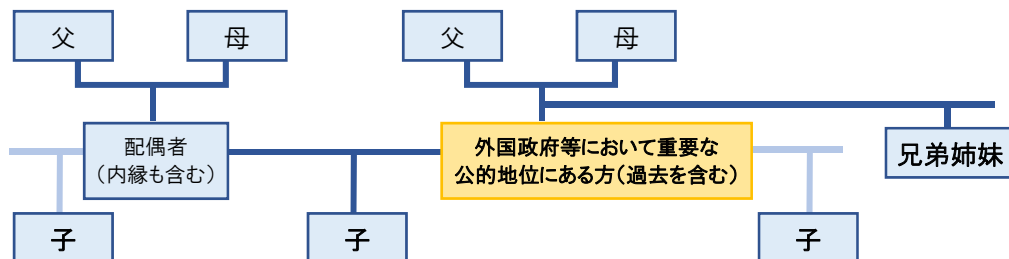
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」)に基づき、対象となるお取引のあるお客様のご本人確認書類の提示とご職業、お取引を行う目的等を確認(「お取引時の確認」といいます)させていただいておりますが、平成 28 年 10 月 1 日から同法は改正され、内容が一部変更となります。

今回の改正に伴い、外国政府等において重要な公的地位にある方(「外国 PEPs」といいます)等とのお取引に係る確認を追加し、該当のある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等のご対応いただきます。ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お客様が以下に該当するか否かを、弊行所定の申告方法にてご申告ください。

- ① 外国の元首の方
- ② 外国において下記の職にある方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①または②であった方
- ④ ①～③の親族の方(ご家族の範囲は下記の図をご覧ください。)

例: 配偶者(事実婚も含む)、父母、子、兄弟姉妹、これらの方以外の配偶者の父母及び子(祖父母、孫は該当しません)。



- ⑤ ①～④にある方が実質的支配者の法人

※実質的支配者については、法人のお客様へお渡ししている「実質的支配者に関する記入方法のご案内」をご覧ください。

※外国 PEPs の対象には、国連等の国際機関(条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体)、および日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれません。

※退任後の経過期間の定めはありません。

※日本国籍の方も、ご家族の方が外国 PEPs に該当する場合はご申告いただきます。

- 過去に確認させていただいたお客様についても、再度確認をさせていただく場合がございます。
- お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます。
- 上記以外の事項に関しても法令遵守のために弊行が確認が必要と判断させていただく場合がございます。

尚、ご申告頂いた内容に変更があった場合は、改めて所定方法にてご申告頂きます。弊行までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

バンクネグラインドネシア東京支店

本件ご照会窓口 海外送金 電話番号 03-3214-5622